

印南町インターネット公有財産売却ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号または第2項各号該当すると認められる方

【参考：地方自治法施行令（抄）】

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 日本語を完全に理解できない方

(3) 印南町が定める本ガイドラインおよび KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(4) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

(1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり印南町が執行する一般競争入札手続きの一部です。

(2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間印南町の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。

(3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。

(4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や印南町において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。（下見会の有無について物件ごとに確認してください）

また、公有財産売却を行う物件については、現状での引き渡しとなるため、入札参加者は事前に購入希望物件を確認し、現況及び諸規則を熟知したうえで入札に参加してください。（下見会の有無について物件ごとに確認してください）。

(5) 公有財産売却は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却についての注意事項

原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発・建築などに当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

引き渡しは売払代金の残金を納付した時の、現状有姿で行います。

4 個人情報の取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

① 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

② 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログイン ID に登録されているメールアドレスを印南町に開示され、かつ印南町がこれらの情報を印南町文書編纂保存規程に基づき保管すること。

・印南町から公有財産売却の参加者に対し、ログイン ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

③ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログイン ID を売却システム上において一定

期間公開されること。

④印南町は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格審査などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 代理人による参加について

代理人が入札参加の手続きをする場合は、委任状を提出しなければなりません。代理人には入札参加申し込み、入札保証金の納付および返還にかかる受領、入札並びにこれらに附帯する事務を委任することとします。

(1) 代理人の資格

代理人は、「第1 1. 公有財産売却の参加条件」を満たさなければなりません。

(2) 代理人による参加の手続き

①代理人に公有財産売却の参加の手続きをさせる場合、代理人のログインIDにより、代理人が入札参加の参加申し込みおよび入札などを行なってください。

②代理人に公有財産売却の参加の手続きをさせる場合、公有財産売却の参加者は、委任状、委任者の本人確認ができるもの（運転免許証等の写し）（法人の場合は商業登記簿謄本及び印鑑登録証明書）を2開庁日前までに印南町に提出してください。

委任状は、印南町のホームページより印刷することができます。なお、原則として、申し込み期限までに委任状の提出を確認できない場合は、入札をすることができません。

③申込書に記載する申込者が落札者となりますので、権利移転登記等の名義変更がある場合は申込者の名義となります。（代理人の名義にはならない。）

6 共同入札について（不動産の場合）

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

①共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

②共同入札する場合は、共同入札者全員の住民票抄本をそれぞれ1通および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を印南町に提出することが必要です。なお、申込書は印南町のホームページより印刷することができます。

③申込書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログイン ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人名でログイン ID を取得する必要があります。

（物品の場合及び不動産の場合）

①同一物件に対して、1人（法人の場合は1法人）一つのログイン ID でしか参加手続きできません。1人（法人の場合は1法人）が二つ以上のログイン ID で参加申し込みを行った場合、最初に参加申し込みがされたログイン ID を有効とし、それ以後に参加仮申し込みされたログイン ID を無効とします。

②共同入札する場合（不動産のみ）は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

2 参加申し込み（本申し込み）

（物品の場合）

物品の場合は、申込者をご本人の場合には、参加申込書の提出は不要ですので、そのまま本登録になるのをお待ちください。代理入札の場合には、「第1 公有財産売却の参加条件など5（2）代理人による参加の手続き」に記載している書類を入札開始日の2 開庁日前までに提出してください。

（自動車の場合）

複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票抄本を1 通のみ提出してください。

（自動車・不動産のみ）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、印南町のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下、「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、印南町へ参加申し込みを行ってください。（申込締切日の消印有効）

（不動産の場合）

複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票抄本は1 通のみ提出してください。

共同入札の場合は全員の住民票抄本が必要です。

3 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金額です。入札保証金は、印南町が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、印南町が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。（物品・自動車の入札保証金については、クレジットカードのみでの納付になります。）

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始 2 開庁日前までに印南町が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を SB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報に SB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、印南町のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、印南町に送付または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

（不動産の場合）

・公有財産売却の参加申込者より必要書類が印南町に到着後、電子メールにて連絡しますので、印南町が指定する口座に入札保証金を納付してください。なお、銀行振込は不動産の場合のみ利用可能で自動車の場合はクレジットカードで所定の手続きにより納付してください。

- ・銀行振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。
- ・印南町が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに印南町の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、売買契約書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんのでご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

印南町は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札、入札金額が当該物件に対し著しく高額な入札であるため印南町が不適当と認めた入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、印南町は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDを落札者の氏名（名称）とみなします。

①落札者の告知

落札者のログインIDと落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

②印南町から落札者への連絡

落札者には、印南町から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表

者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

ア 印南町が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

イ 当該電子メールに表示されている整理番号は、印南町に連絡する際や書類を提出する際に必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。

この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

印南町は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者が決定した日から7日（7日目が閉庁日の場合はその日より次の開庁日）以内に落札者と契約を交わします。落札者は、落札決定の日以降で印南町が定める契約締結期限までに、印南町と売買契約を締結していただきます。ただし、落札金額が10万円未満の場合は売買契約を省略するものとします。

ア. 契約保証金

契約保証金は、地方自治法施行令第167条の16で定められている、契約を締結する際に納付しなければならない金員です。契約保証金は、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとの予定価格の100分の10以上の金額を、契約締結期日に納付していただく必要がありますが、入札保証金を契約保証金に充当しますので手続きは不要です。

イ. 必要書類

契約の際には印南町より契約書案（2通）を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ印紙税法に定める印紙税相当分の収入印紙を2通の内の1通に貼付け、下記の書類を添付のうえ、印南町が設定する契約締結期限までに印南町に直接持参又は郵送してください。

○落札者が個人の場合：本人確認ができるもの（運転免許証等の写し）

○落札者が法人の場合：商業登記簿謄本および印鑑登録証明書

※商業登記簿謄本及び印鑑登録証明書については写しでも可（3ヶ月以内に所得したものに限ります）。

・同一人物が複数の物件を落札した場合、添付していただく証明書および印鑑登録証明書については各1通提出してください。

・提出された書類などは一切返却しません。

売却物件が自動車である場合は、印南町が電子メール等で送付する契約締結の案内において指示する必要書類を用意してください。

ウ. 売買契約にかかる売却価格（売却の決定金額）

落札者が入札した金額を売却価格（落札金額）とします。

エ. 売買契約の締結について、印南町の「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 9 号）」の規定により議会の議決を要する契約については、印南町議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した契約書により仮契約を締結します。この際、印南町議会の同意を得られなかった場合、印南町は落札者に損害が生じてもその責めを負いません。

①売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

②落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

（2）売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却に参加できない者と判明した場合に、売却の決定が取り消されます。この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

（1）売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

（2）売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに印南町が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

（3）売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は納付期限までに口座振込又は印南町から送付する納付書により納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに印南町が納付を確認することが必要です。

5 入札保証金の返還

（1）落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

SB ペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合（不動産のみ）

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後 4 週間程度要することがあります。

6 入札保証金についての注意事項

公有財産売却の落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに印南町の定める契約を締結しない場合は、印南町に帰属します（返還しません）。

7 入札に当たって付す条件

(1) 土地・建物売買契約においては、次の用途に供しないよう条件を付すこととします。

ア. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項各号に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業または同条第 11 号に規定する接客業務受託営業

イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）が使用する用途

ウ. 前 2 号に掲げるもののほか、公序良俗または公共の福祉に反する用途

(2) 上記 (1) の条件に違反した場合は、町が定める金額を損害賠償金としてお支払いいただきます。

(3) 買戻特約を登記することが条件の物件については、上記 (1) の条件に違反した場合は、買戻しができることとします。

第 4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

契約の際には印南町が契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して印南町に直接持参または郵送してください。

（物品の場合）

印南町が文書にて落札を通知した際に指示する必要書類（住民票、印鑑登録証明書等）

（不動産、自動車の場合）

（ア）落札者が個人の場合、住民票、印鑑登録証明書（申込み時に提出のあった場合は不要）

- (イ) 印紙税法に定める印紙税相当分の収入印紙(登録免許税等)
- (ウ) 落札者が法人の場合、法人の商業登記簿抄本、印鑑登録証明書
- (エ) 所有権移転登記請求書(印南町 HP よりダウンロード可)

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(物品の場合)

契約後、売払代金の残金納付期限までに残金を納付し、納付完了後その旨を印南町まで連絡してください。

(自動車の場合)

契約後、落札者で自動車登録手続き等を行っていただきます。

(不動産の場合)

(1) 売払代金の残金を納付後、住民票(法人の場合は商業登記簿謄本)および登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙を併せて印南町に郵送してください。

なお、売払代金の残金納付期限は原則として契約の締結の日から30日以内となります。

(2) 共同入札の場合は、公有財産売却の財産の持分割合について、売払代金の残金を納付後に共有合意書(持分割合の分かる書類)の提出が必要です。

(3) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

3 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など印南町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 現状引渡しとなっていますので、不動産内のゴミ等の撤去は、すべて落札者自身で行ってください。

(物品の場合)

物件の引き渡しは、印南町が指定する場所で直接引き渡し又は郵送にて行います。

直接引き渡しの際は、落札者本人の確認のため、次の①および②の書面を持参してください。

①印南町より落札者へ送付された落札を通知する電子メールを印刷したもの

②印鑑(法人の場合は社印)

代理人が財産の引き渡しを受ける場合は、上記①および②のほかに、印南町に書面による委任状(自筆署名)を提出することが必要です。

郵送可能物件の郵送による引き渡しを希望される場合は、印南町のホームページから「送付依

頼書」を印刷し、印南町に提出してください。ただし、物件によっては郵送による引き渡しが可能ない場合がありますので、必ず物件詳細画面にてご確認ください。なお、郵送による引き渡しに伴う一切の費用は落札者の負担となります。(着払いとなります)

一度引き渡された物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

物品の発送は、代金の納入確認や契約書の締結等で時間を要し、2～3週間後となる場合があります。包装等は指定できません。

(自動車の場合)

物件の引渡しは、現状有姿で印南町が指定する場所で直接引き渡します。事前の確認、下見会についてはオークションの各物件詳細画面で確認してください。

(不動産の場合)

物件の引渡しは、現状有姿で行いますので、必ず事前に現地を確認してください。

登記識別情報通知等の関係書類は、所有権移転の登記が完了後に簡易書留にて郵送いたします。(郵送による費用は落札者負担となります。)

4 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(物品の場合)

郵送による引き渡し可能な物件の郵送に伴う一切の費用は落札者の負担となります。

(自動車の場合)

権利移転に伴う費用(自動車検査登録印紙、自動車取得税など)は落札者の負担となります。

(不動産の場合)

権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など)は落札者の負担となります。

第5 注意事項

1. 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア. 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ. 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

ウ. 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ. 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 入札の受付が開始されない場合
- イ. 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ. 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア. 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ. くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合
- ウ. せり売形式において入札終了後相当期間経過後も落札者を決定できない場合

2. 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還
特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3. 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、印南町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、印南町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、印南町は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、印南町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）の

クレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、印南町は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、印南町は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログイン ID およびパスワードなどを紛失もしくは、ログイン ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず印南町は責任を負いません。

4. 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5. リンクの制限など

印南町が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、印南町物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、印南町が公開している情報（文章、写真、図面など）について、印南町に無断で転載・転用することは一切できません。

6. システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7. 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8. インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限ります。売却システムにおいて使用する文字は、JIS 第 1 第 2 水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格）X0208 をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9. 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10. 印南町インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

印南町は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、印南町は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11. その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、印南町が掲載したものでない情報については、印南町インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。